

秋田県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和2年6月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	108号	A	由利本荘市鳥海町小川字国見120番地1地先 から字戸坂47番地10地先まで	6.50～40.00	0.940
	新	108号	A	〃	6.50～40.00	0.940
			B	〃	14.00～80.00	0.940

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和2年6月30日（火）から同年7月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）